

# 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（鹿児島県）

（平成29年8月1日）  
告示第849号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成29年9月1日から施行する。

## 1 中間検査を行う区域

県下全域（鹿児島市の区域を除く。）

## 2 中間検査を行う期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

## 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1（い）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの

## 4 指定する特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

## 5 指定する特定工程後の工程

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

## 6 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 平成19年8月9日以前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく通知がされた建築物
- (2) 法第68条の20の認証型式部材等である建築物
- (3) 法第85条の適用を受ける建築物